



平成 30 年 4 月 23 日

【担当】

青森労働局雇用環境・均等室

室長 富塚 リエ

室長補佐 藤本 義仁

(電 話) 017-734-6651

報道関係者 各位

「青森県働き方改革推進支援センター」を開設しました。

～中小企業・小規模事業者等の働き方改革を支援します～

厚生労働省においては、中小企業・小規模事業者等の働き方改革の取組を支援するため、本年度、各都道府県労働局管内に「働き方改革推進支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置することとしています。

青森労働局（局長 かたふち ひろふみ 片淵 仁文）においては、支援センターの運営を一般社団法人青森県労働基準協会（会長 しおこし たかお 塩越 隆雄）へ委託し、当該協会内に「青森県働き方改革推進支援センター」を設置しました。今般、同支援センターの開所式を下記 1 のとおり執り行います。

当日の取材を希望される報道関係者の方は、事前に上記担当あて電話にて社名の登録をお願いします。

※平成 30 年度中小企業・小規模事業者に対する働き方改革推進事業として実施。委託者は都道府県労働局、受託者は民間団体等。

記

1 開所式

(1) 日 時 平成 30 年 4 月 27 日（金） 午前 11 時 00 分から

(2) 場 所 一般社団法人青森県労働基準協会 会議室

（青森市青柳 2-2-6 労働基準会館 3 階）※裏面【会場案内図】参照

(3) 出席者（予定）

ア 青森労働局

片淵局長、富塚雇用環境・均等室長、矢野労働基準部長

イ 支援センター

塩越センター長、支援センター常駐型専門家（相談等対応者）3 名

ウ 来賓

21 あおもり産業総合支援センター（青森県よろず支援拠点）、生産性向上人材育成支援センター

(4) 開所式概要

- ア 看板上掲式
- イ 青森労働局長あいさつ
- ウ 支援センター長あいさつ
- エ 委嘱状交付

2 支援センターが行う業務

県内の事業場における働き方改革の推進拠点として、常駐型専門家又は派遣型専門家が以下のことに係る相談対応や個別訪問による支援のほか、事業者向けセミナー等を行います。

- 長時間労働の是正
- 同一労働同一賃金など非正規労働者の待遇改善
- 賃金引上げと労働生産性の向上
- 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

※別添リーフレット参照

【会場案内図】 ※会場の駐車スペースは数台分程度ですので御注意ください。

